

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分等の状況について

被 処 分 者	認 定 証 番 号	静岡県公安委員会 第 490844 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	株式会社 望月解業（代行運転かぐや）
	主たる営業所が所在する市区町村	富士市
処 分 年 月 日		令和 7 年 10 月 21 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		法第 12 条に違反し、損害賠償措置を講じぬまま代行運転自動車を運行していたため
根 拠 法 令		法第 12 条、第 22 条第 2 項
処 分 を 行 っ た 都 道 府 県		静岡県